

平成30年度
第2回和歌山県森林審議会
議 事 録

日時：平成30年12月4日（火）10：30～12：00

場所：和歌山県民文化会館4階中会議室

平成30年度 第2回和歌山県森林審議会 議事録

日時：平成30年12月4日（火）10：30～12：00

場所：和歌山県民文化会館4階中会議室

【開 会】

小川副課長
(以下「司会」)

定刻となりましたので、ただ今から、平成30年度第2回和歌山県森林審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、林業振興課の小川でございます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、お手元の資料のご確認をお願い致します。

本日の

- ・ 配布資料一覧、
- ・ 次第、
- ・ 委員名簿、
- ・ 配席図、
- ・ 森林審議会関係法令等、
- ・ 審議事項－1としまして「地域森林計画の樹立及び一部変更について」、
- ・ 報告事項－1としまして「林地開発行為の許可に関することについて（変更許可）」平成30年9月13日森林保全部会審議でございます。

資料に不足等はございませんか。

まず、和歌山県森林審議会について、簡単にご説明致します。

お手元に配布しております資料の「森林審議会関係法令等」をご覧ください。

森林法第68条第1項において、「都道府県に都道府県森林審議会を置く」とこととされており、この規定に基づき、和歌山県森林審議会を設置してございます。

また、審議会の所掌事務は、森林法第68条第2項及び第3項の規定による事項となっております。

具体的には、森林法に基づく事項として、

司 会

- ・地域森林計画の策定、変更に関すること。
 - ・地域森林計画の対象森林となっている民有林における開発行為に関すること。
 - ・保安林の指定、指定の解除に関すること。
- そして、森林病虫害等防除法に基づく事項として、
- ・高度公益機能森林の指定、変更等に関すること。
- などがございます。
- この他、森林法の施行に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申すること。
などとなっております。

それではここで、委員の皆様をご紹介します。

■■■■ 委員でございます。
■■■■ 委員でございます。
■■■■ 委員でございます。
■■■■ 委員でございます。
■■■■ 委員でございます。
■■■■ 委員でございます。
■■■■ 委員でございます。
■■■■ 委員でございます。
■■■■ 委員でございます。
■■■■ 委員でございます。
■■■■ 委員でございます。
■■■■ 委員でございます。

■■■■ 委員におかれましては、11月1日付けの林野庁の人事異動により、和歌山森林管理署長に着任されましたので、11月14日付けで、和歌山県森林審議会委員を委嘱させていただいております。

なお、■■■■ 委員、■■■■ 委員におかれましては、本日も所用のためご欠席でございます。

それでは、開会にあたりまして、和歌山県 農林水産部長の原 康雄 からご挨拶申し上げます。

農林水産部長

農林水産部長の原でございます。

本日、森林審議会の開催にあたり、委員の皆様方におかれましては、ご多忙な中にも関わらず、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

また、平素から県政、とりわけ林務行政の推進につきまして、格段のご指導とご高配を賜っておりますことを、この場をお借りして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本年は、全国各地で7月から9月に掛けての台風等の豪雨により、多くの災害がございました。

本県におきましても、林業関係被害として、7月豪雨で約1億2千万円、台風20号で約12億7千万円、台風21号で約11億6千万円、台風24号で約8千万円の被害が発生しています。

このような甚大な被害を受け、県と致しましても国予算獲得のための要望や県補正予算の編成に取り組んでいるところでございます。

今後も関係市町村等と連携し、一日も早い復旧に取り組んで参りたいと考えてございます。

委員の皆様もご存じのとおり、本年5月に「森林経営管理法」が可決成立し、「新たな森林管理システム」が来年4月からスタートする運びとなっております。

また、これらの取組の財源となります「森林環境税（仮称）」等に係る関連法案が次期通常国会に提出され、来年3月末までの成立が見込まれているところでございます。

県では、この「新たな森林管理システム」が円滑に推進されるよう平成31年度当初予算の準備を進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、市町村への支援としましては、市町村職員等に対する実務研修の開催や森林資源情報の整備を予定しております。

また、人材の育成や担い手対策としましては、都市部での誘致活動や農林大学校林業研修部におけるカリキュラムの充実などでございます。

県と致しましては、この「新たな森林管理システム」の創設を契機に、より一層、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理に取り組んで参りたいと考えていますので、委員の皆様方におかれましては、今後とも一層のご指導、ご協力をお願い致し

農林水産部長

ます。

本日の森林審議会では、地域森林計画の樹立及び一部変更に係る事項について、ご審議いただくこととしております。

また、林地開発行為の許可に係る事項の審議結果について、森林保全部会から報告がございます。

委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い致しまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうかよろしくお願い致します。

司 会

それでは、部長はこの後、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

続きまして、県職員の出席者を紹介致します。

森林・林業局 局長の 西山 久雄 です。

林業振興課 課長の 泉 清久 です。

林業振興課 計画班長の 森川 直博 です。

それでは、本日のスケジュールを簡単にご説明致します。

本日の議事は、

「(1) 森林保全部会長の指名について」

「(2) 地域森林計画の樹立及び一部変更について」

「(3) 林地開発行為の許可に関することについて」

となっております。

それではこれより、会議の議長につきましては、和歌山県森林審議会運営についての内規第5条の規定に基づき、

■■■■ 会長にお願い致します。

■■■■ 会長、よろしくお願い致します。

■■■■ 会長
(以下「議長」)

ただ今、紹介いただきました ■■■■ でございます。

これより議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行へのご協力と活発なご議論をいただきますようよろしくお願い致します。

議 長

【署名委員指名】

それでは、お手元の会議次第に基づきまして、議事を進めたいと思います。

まず、本日の議事録署名委員につきまして、私の方から指名させていただきます。

■■■■ 委員と ■■■■ 委員をお願いをします。

【議事 1】

議 長

続きまして、「(1) 森林保全部会長の指名について」に移ります。

先程、事務局から説明がありましたとおり11月1日付けの人事異動により、森林保全部会長の ■■■■ 委員が北海道森林管理局石狩森林管理署長に異動となりました。

部会の委員につきましては、会長が指名することになっておりますので、後任の森林保全部会長は私の方から指名させていただきます。

後任の森林保全部会の部会長には、■■■■ 委員をお願いしたいと思います。

■■■■ 委員よろしく申し上げます。

それではここで、■■■■ 委員から一言ご挨拶をいただきたいと思ひます。

■■■■ 委員

ただ今、議長からご紹介がありましたように、11月1日付けで和歌山森林管理署長に着任しました ■■■■ と申します。和歌山県も含めて西の方での勤務は初めてでございますので、勉強させていただきながらやっていきたいと思っております。1か月間見てきて、和歌山県は豊かな自然と森林資源も非常に充実しているということに加えて、特に感動したのは、ただ山があるということではなくて、世界遺産をはじめとした歴史が常にどこの山にもついているというか、そういった非常に深い意味を持った、紀伊半島の山というのはそういうものではないかなと感じています。

そういった中で、先程農林水産部長からもお話がありましたように、この山の森林資源の適正な管理と林業の成長産業化をいかに両立しながらやっていくかということが、森林審議会に課せられた使命ではないかなと思っております。その中で、部会長ということで大変重責ではございますけれども、専門家の

委員

皆様の協力を得て、意見をしっかり聞きながらやっていきたい
と思いますので、よろしくお願いします。

議長

委員ありがとうございました。

【議事2】

議長

続きまして、審議事項「(2) 地域森林計画の樹立及び一部
変更について」に移ります。当局から説明をお願いします。

林業振興課長

林業振興課長の泉でございます。

今回ご審議いただきます地域森林計画の樹立と一部変更につ
いて、概要を説明します。

まず、地域森林計画とは、森林法の第5条に基づきまして県
が策定しているものでございます。

この計画で定められるものとしましては、民有林の計画対象
森林の区域や、森林の整備と保全に関する基本的な事項、保安
林の整備に関する事項、林道の開設や拡張などに関する事項な
どとなっております。

計画期間は10年を1期と致しまして、5年ごとに計画の全
体的な見直しを行うものとされています。また、森林の現況な
どに変動が生じた場合、また計画の内容に変更が必要と認めら
れる場合には、その都度変更が可能となっております。

本日は、田辺市や新宮市などの紀南地域が5年ごとの変更時
期となりますので計画の樹立を、また紀北と紀中地域は一部変
更を行う必要が生じたため、ご審議いただくものでございます。

特に今回は、先程部長の挨拶にもありましたように今年5月
の森林経営管理法の成立に伴いまして、全ての地域森林計画に
森林経営管理制度の活用に関する方針を新たに書き加えて
ございます。

また、変更する2つの紀北地域、紀中地域につきましては、
計画対象の森林区域面積の増減や林道の開設計画に係る追記、
また要整備森林の指定解除などとなっております。

樹立する計画と変更内容の詳細については、担当班長の森川
から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

林業振興課
計画班長

担当の森川でございます。よろしくお願い致します。
それでは、地域森林計画の樹立及び変更についてご説明させていただきます。

はじめに、紀南地域の森林計画の樹立について、説明させていただきます。

お手元の資料3「紀南地域森林計画書（案）」と説明資料の「地域森林計画（樹立・変更）の概要」をご覧ください。

まず、森林計画制度につきまして簡単にご説明させていただきます。

長期的な視点に立って、森林の取り扱いを計画的かつ適切に行う観点から、森林法により森林計画制度が設けられ、国、都道府県、市町村などがそれぞれの役割に応じて森林の取り扱いを定めることになってございます。

その森林計画制度の体系でございますけれども、説明資料の1ページをご覧ください。政府が、森林・林業基本法に基づきまして森林・林業基本計画を策定致します。

森林・林業基本計画では、森林・林業の基本施策に関する基本的な方針等を定めることになってございます。

次に、森林法に基づき、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即した全国森林計画を立てます。

全国森林計画では、全国的な視点での、森林整備・保全の目標やルール、ガイドラインなどを定めます。

全国森林計画は今年の10月に策定されたところでございます。

都道府県知事は、全国森林計画に即して、民有林について地域森林計画を策定するよう森林法で定められています。

それでは、ここで和歌山県の森林計画区の概要について簡単に説明させていただきます。

全国158の森林計画区ごとに、森林の区域や、伐採、造林、林道、保安林の整備目標や、市町村森林整備計画で定められる森林施業やゾーニング等に関する指針を定めます。

説明資料の2ページをご覧ください。本県には、紀北、紀中、紀南の3つの森林計画区があり、今からご審議いただくのは紀南の樹立と、紀北と紀中の一部変更になります。

市町村長は、地域森林計画に適合した市町村森林整備計画を

策定するよう森林法で定められており、各市町村の森林のマスタープランとなるよう、市町村における森林づくりの構想や森林のゾーニング、森林施業の方法、作業道などの路網計画を定めることになってございます。

今年5月に森林経営管理法が新たに成立し、森林法等も一部が改正されました。その中で、地域森林計画や国有林の森林計画でも新たな森林経営管理の制度を広める活動の方針を記載することになってございます。

それでは、今回樹立する紀南地域森林計画の説明に入ります。資料3をご覧ください。

目次をご覧ください。地域森林計画は、「計画の大綱」と「計画事項」で構成されてございます。

計画の大綱では、「計画区の概要」、「前計画の実行結果の概要及びその評価」、「計画樹立にあたっての基本的な考え方」を記載してございます。

計画事項では、

- 第1 計画の対象とする森林の区域
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 第3 森林の整備に関する事項
- 第4 森林の保全に関する事項
- 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項
- 第6 計画量等
- 第7 その他必要な事項

をそれぞれ定めてございます。

4ページをご覧ください。

本計画の樹立にあたっての基本的な考え方ですが、水源の涵養機能など、森林の「5つの重視すべき機能」に基づき森林の整備及び保全に関する基本的な事項を定め、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮できるよう、それぞれの区分に応じた望ましい森林の姿に誘導することを基本事項としてございます。

これらの機能を増進していく基本的な考え方といたしまして、森林の有する多面的機能の発揮のための森林施業の実施、持続可能な森林・林業経営の推進、林道網の整備拡充、森林施業の合理化の推進、保安林整備と治山事業などが挙げられてご

林業振興課
計画班長

ざいます。

今回の樹立にあたり、最後の段に、森林経営管理法に基づく森林の経営管理の推進について記述を新たに加えてごさいます。

計画事項ですが、5ページをご覧ください。

まず、対象となる地域ですが、西牟婁と東牟婁の2地域、2市7町1村で、第1の計画の対象とする森林の区域は、民有林のうち、森林として利用することが相当と認められる森林を対象区域と定めてごさいます。

その区域は、1/5,000の縮尺の計画図を作成し、そこに図示しています。

計画の対象とする森林の区域面積は19万8,504haでごさいます。

計画の対象区域となった森林においては、立木を伐採する場合には、伐採届の提出が必要になったり、1haを超えて開発する場合には、林地開発の許可が必要になったりと、森林法の規制等が及びますので、地域森林計画対象森林を定めることは、この計画における最も重要な事項の一つと考えてごさいます。

6ページをご覧ください。

第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項では、森林の持つ機能を、木材等生産機能や水源涵養機能などの5つに分類し、それぞれの機能に応じた森林の整備及び保全の目標と基本方針を記載してごさいます。

機能の分類区分及び各機能ごとの望ましい森林の姿については、全国森林計画で定められたものと同様にしてごさいます。

9ページをご覧ください。

第3の森林の整備に関する事項では、

1 間伐に関することを除いた森林の立木竹の伐採に関する事項

2 造林に関する事項

3 間伐及び保育に関する事項

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

の6つの項目について定めており、1～4の「森林の立木竹の伐採に関する事項」などでは、市町村森林整備計画において定

林業振興課
計画班長

める事項の指針を記載してございます。

各事項で定めている内容は、1点目の、森林の立木竹の伐採に関する事項では、「主伐の標準的な方法の指針」、「標準伐期齢に関する指針」を定めてございます。

標準伐期齢とは、標準的な伐採の時期に関する指標で、保安林などの制限林の伐採規制等に用いられます。

11ページをご覧ください。2点目の造林に関する事項では、「人工造林に関する指針」、「天然更新に関する指針」、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」を定めてございます。

14ページをご覧ください。3点目の間伐及び保育に関する事項では、「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針」、「保育の標準的な方法に関する指針」を定めてございます。

15ページをご覧ください。4点目の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項では、「公益的機能別森林」と「木材生産機能の維持増進を図るための森林」の、それぞれの森林区域の基準とその区域における森林施業の方法に関する指針を定めてございます。

17ページをご覧ください。5点目の林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項では、「林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方」、「路網の規格・構造についての基本的な考え方」などを定めてございます。

19ページをご覧ください。6点目の委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他の森林施業の合理化に関する事項では、「森林の経営規模の拡大に関する方針」などを定めてございます。

今回、この項目の2つ目に「森林経営管理制度の活用促進に関する方針」(2)でございませうけれども読ませていただきます。

「森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。」と

林業振興課
計画班長

いうことを新たに書き加えまして、新しい制度の活用を促進することとさせていただきます。

21ページをご覧ください。

第4の森林の保全に関する事項では、「森林の土地の保全に関する事項」、「保安施設に関する事項」、「鳥獣害の防止に関する事項」、「森林の病害虫の駆除及び予防その他の森林保護に関する事項」の4項目について定めてございます。

1点目の森林の土地の保全に関する事項では、「土地の形質の変更に当たって留意すべき事項」、「樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区」について記載してございます。

23ページをご覧ください。2点目の保安施設に関する事項では、「保安林の整備に関する方針」、「保安施設地区に関する方針」、「治山事業の実施に関する方針」、「特定保安林の整備に関する事項」を定めてございます。

特定保安林とは、保安林の指定目的の機能を確保するため、造林、伐採等の施業を早急に実施する必要があると認められる保安林のこととさせていただきます。

今回の樹立に当たって、紀南森林計画区内では特定保安林の設定はありません。

3点目の鳥獣害の防止に関する事項では、「鳥獣害防止森林区域の基準及び区域内の鳥獣害の防止の方法に関する方針」を定めてございます。

24ページをご覧ください。4点目の森林の病害虫の駆除及び予防その他森林保護に関する事項では、「森林病害虫等の被害対策の方針」、「鳥獣害対策の方針」、「林野火災の予防の方針」を定めてございます。

ここでの鳥獣害対策の方針は、3点目に記載した内容以外の事項を網羅するためのものとさせていただきます。

25ページをご覧ください。

第5の保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項では、「保健機能森林の区域の基準」、「保健機能森林の整備に関する事項」を記載してございます。

保健機能森林とは、計画書の文中にも記載しておりますが、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備を一体的に進めることにより、保健機能の増進を図るべき森林のこととさせていただきます。

林業振興課
計画班長

26ページをご覧ください。

第6の計画量等では「伐採立木材積」、「間伐面積」、「人工造林及び天然更新別の造林面積」、「林道の開設又は拡張に関する計画」、「保安林整備及び治山事業に関する計画」について、計画期間における計画量を定めてございます。

この計画数量につきましては、今年の10月に策定された全国森林計画の計画数量から、紀南森林計画区に割り振られた数量を基に算出したものでございます。

最後に、本計画書(案)については、森林法第6条第1項の規定に基づき、先月2日から26日まで縦覧に供しましたが、意見等は寄せられておりません。

また、紀南地域の市町村と近畿中国森林管理局からも意見は寄せられておりませんので、その旨報告致します。

紀南地域森林計画書(案)の説明は以上でございます。

続きまして、紀北と紀中地域の森林計画の一部変更について、説明させていただきます。

まず、紀北地域森林計画の変更について、資料1と説明資料により説明させていただきます。

今回の地域森林計画の一部変更につきましては、森林法第5条第5項に基づく変更でございます。

森林法には、「森林の現況や経済事情等に変動があったため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる」と規定されています。

今回の変更箇所は「計画の対象とする森林区域」と「森林病虫害等の被害対策の方針」の2項目と、「森林経営管理制度の活用促進に関する方針」の新設でございます。

「計画の対象とする森林区域」の変更につきましては、森林の現況や周辺の状況で、今後、森林以外の目的に供されることのない区域を新たに計画対象森林へ編入し、林地開発により現況が森林以外になった区域のうち、完了確認を行った箇所を計画対象森林から省くといった内容でございます。

説明資料の3ページをご覧ください。

市町村別の森林面積の変更についてでございます。

和歌山市は、縮小3箇所、面積が64ha減となります。

橋本市は、縮小2箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしとなります。

林業振興課
計画班長

紀の川市は、縮小1箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしとなります。

岩出市は、縮小2箇所、面積が2ha減となります。

かつらぎ町は、縮小1箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしとなります。

九度山町は、拡大1箇所、縮小2箇所、面積は差し引き1ha減となります。

高野町は、縮小2箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしとなります。

今回の変更で、紀北の計画対象森林は全体で67haの減少となります。

今回の変更の概要ですが、1ヘクタール以上の転用に係る区域変更箇所の図面を説明資料の5ページ以降に添付させていただいております。

事前に資料をお送りさせていただいておりますので、個々の説明は割愛させていただきますが、和歌山市の太陽光発電事業所につきましては、平成28年度の第2回森林審議会に変更許可の事後報告をしました案件で、開発目的をゴルフ場の造成から太陽光発電施設用地の造成に変更したものでございます。

また、同じく和歌山市の2件は和歌山市の北西部にある新興住宅地のふじと台とそれに併設されています和歌山イオンに関連する林地開発でございます。現在も工事は続いておりますが、完成確認を終えたところを部分的に除外するものでございます。

また、岩出市の案件につきましては、平成29年度の第1回森林審議会でご審議いただいたものでございます。

4ページをご覧ください。

第3の6の(2)に項目を追加した森林経営管理制度の活用の促進に関する方針についてですが、説明資料の15ページに林野庁からの一部改正の通知にあるとおりで、これは先程の紀南地域の森林計画と同じく、新しい制度の活用を促進することとしました。

第4の4の(1)の森林病虫害等の被害対策の方針についてですが、これは説明資料の22ページ以降の資料にあるとおり、近年クビアカツヤカミキリの成虫が確認されたことや特定外来生物にも指定され、紀北地域の林地開発のご審議の場で委員から注意喚起のご意見をいただいているところでしたので、案の

林業振興課
計画班長

ように追記することとしました。

4ページの下線部分が追記したところでございます。

「近年成虫が確認されたクビアカツヤカミキリについては、試験研究機関の定点観測などで分布の拡大に注視しつつ、注意喚起等を行う。」ということでございます。

紀北地域森林計画書（案）の説明は以上でございます。

続きまして、紀中地域森林計画の変更について説明させていただきます。

資料2と説明資料により説明させていただきます。

説明資料の26ページをご覧ください。

紀中地域森林計画の変更箇所は、「計画の対象とする森林区域」と「林道の開設又は拡張に関する計画」、「要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期」の3項目と、「森林経営管理制度の活用の促進に関する方針」の新設でございます。

「計画の対象とする森林区域」の変更につきましては、紀北地域の計画と同様で、森林の現況や周辺の状況で、今後、森林以外の目的に供されることのない区域を新たに計画対象森林へ編入し、林地開発により現況が森林以外になった区域のうち、完了確認を行った箇所を計画対象森林から省くといった内容でございます。

市町村別の森林面積の変更についてでございます。

広川町は、縮小1箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしとなります。

美浜町は、縮小1箇所、面積1haの減となります。

由良町は、拡大1箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしとなります。

印南町は、縮小1箇所、19haの減となります。

日高川町は、拡大2箇所、縮小1箇所、差し引きにより面積1haの増となります。

今回の変更で、計画対象森林は全体で19haの減少となります。

今回の変更の概要ですが、1ヘクタール以上の転用に係る区域変更箇所の図面を説明資料の29ページ以降に添付させていただいております。

事前に資料をお送りさせていただいておりますので、説明は

林業振興課
計画班長

割愛させていただきます。なお、印南町の案件につきましては、平成27年度の森林審議会でご審議いただきました風力発電施設の案件でございます。

27ページをご覧ください。

第3の6の(2)については、「森林経営管理制度の活用の促進に関する方針」ということで、紀北地域の森林計画の変更と同じ内容でございます。

(2)の「林道の開設又は拡張に関する計画」についてですが、木材生産に資するため、広川町において林道の七カ線がありますが、今回、点検診断により橋梁の補修が必要になりましたので、計画に追記しました。

橋梁の位置につきましては、28ページの図のとおりです。

「要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期」についてですが、日高川町の下西ノ川西原で4.1haを特定保安林に指定していましたが、間伐が完了したため、計画から削除するものでございます。

なお、紀北地域森林計画及び紀中地域森林計画の変更(案)につきましても、森林法第6条第1項の規定に基づき、同じく11月2日から11月26日まで縦覧に供しましたが、意見等は寄せられておりません

また、紀北及び紀中地域の市町村と近畿中国森林管理局からも意見は寄せられておりませんので、その旨報告致します。

以上が変更の内容です。どうかご審議のほどよろしく願いたします。

【質 疑】

ただ今、当局から説明がありました。

委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと思います。

なお、本日欠席の ■■■ 委員、■■■ 委員からご意見はいただいております。

改めまして、委員の皆様、ご意見、ご質問等はございませんか。

議 長

■■■ 委員

計画書4ページの「低コストで高効率な作業システムの整備を推進し、その普及及び定着を図るとともに、コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進を図る。」という部分について、多分、以前は無かった新しい部分ではないかなと思いますが、この部分が入ることによって、例えば実際に施業

委員 するときの補助事業の採択要件などに影響はありませんか。

林業振興課
計画班長

コンテナ苗の推進でございますけれども、我々としても一貫
施業の中で低コスト化を図れないかという取り組みを進めてい
ます。伐採をやって、同時に地拵えをやって植栽ということで、
やはり低コスト林業を進める中での推進ということで記載して
いるものでございます。コンテナ苗の増産に向けては、森林整
備課の方で取り組んでいるところでございます。

委員

それが、例えば補助事業を実施する上での採択要件として新
たに加わって、既存のことができなくなるようなことはありませんか。

林業振興課
計画班長

そういうことはありません。

委員

議長のお話にありましたとおり、私も実は気になりました。
素人が読むとコンテナ苗を使うと低コスト化になると感覚的に
なりますが、実は、コンテナ苗は裸苗よりも倍くらいして、単
にコンテナ苗だけを使うと逆に高コスト化になってしまいま
す。今、説明を聞いたら一貫作業システムだということが分か
りましたが、何か少し書いた方が、普通の人を読むと裸苗より
コンテナ苗を使った方が低コスト化に繋がると誤解されないか
なと気になります。「コンテナ苗の活用による一貫作業システ
ムを推進することによって」と書けばどうでしょうか。

林業振興課
計画班長

当然、単体だけを比べると価格は高くなります。

委員

一貫作業システムを林野庁さんでは進められていて、それは
一つの方法だと思います。それに固執をしなくてもコンテナ苗
の場合は通年植栽できるとか、成長の問題とか、色々あるので
一概に高コストになるということではなくて、トータルでは安く
なるケースもあるし、我々の会社ではそれを推進しています。
ただ、うちの会社としては、一企業として伐採と植栽を同時に
必ずやりますと言い切れないので、そこには固執せずに、だけ
どコンテナ苗は良いですよということでやっていますので、必

委員

要だったら調べたり、この審議会でも調べていただいたら、我々の方もデータ等は出せると思いますので、正直、必ずしもそれがベストかというところではないかもしれませんが、全く高コストになってしまうということではないので、一貫作業イコールコンテナ苗にしないとコンテナ苗が成り立たないということでもないかなと思っています。

委員

計画書11ページの「なお、造林樹種は、造林を行う際の樹種選択の規範として」というところで、その下にスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、コウヤマキと出ていますが、紀南においてクヌギとコナラは林産物、つまりシイタケとかのほだ木にするために造林したらどうですかということでしょうか。

林業振興課
計画班長

そういうことです。
龍神村などで植栽されている樹種です。

委員

11ページのことですが、造林に関する事項で、「花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。」とありますが、その下の標準的な樹種としてスギ、ヒノキが入っています。これは、どうかなと思います、その辺どうですか。

林業振興課
計画班長

この花粉症対策につきましては、少花粉スギや無花粉スギを試験研究機関で試験しておりますので、それを含めてという考えのもと、スギを植えるなどということではなく、少花粉スギを使っていたきたいというものでございます。

林業振興課長

花粉症イコールスギだというところがありますので、全く花粉の付かない無花粉スギというものが開発されています。それと通常の10%以下の花粉量という少花粉の樹種が選別されていて、それについては、和歌山県におきましても林業試験場の中辺路試験地の方に無花粉、少花粉のものを持ってきて、ほ場を作っています。それで穂木が採れるようになれば、それを苗木屋さんにお渡しをして、無花粉、少花粉の苗木を作っていて、スギを植える、ヒノキを植えるといった時には、そういった苗木を使っていたらこうという意味で記載させてい

林業振興課長

ただいているところでございます。

委員

計画の対象とする森林の区域が示された地図はありますか。

林業振興課
計画班長

資料として地図はありませんが、県のホームページで地域森林計画のエリアを公開してございます。

委員

計画書の6ページに整備する機能の一つとして「レクリエーション機能、文化機能」とありますが、この項目で景観に関することについて触れられていますか。内容が示された8ページの⑤には「美的景観の維持・形成」とありますが、説明資料にある風力発電施設の写真を見ると辛いものがあります。景観という意味での規制はありませんか。

林業振興課
計画班長

景観についての規制は景観法という法律があります。森林のエリアというのは説明資料の13ページをご覧ください。青く塗っているところの周りに丸を付けてエリアを囲っていますが、これが森林エリアになります。こういう地図を県下全域に整備してございます。

委員

台風被害があったというお話をお聞きして、太陽光パネルの被害はなかったですか。

林業振興課
計画班長

大きな被害はありませんでした。

議長

景観に関しては、ここでは規制できないということで、以前開催した森林審議会において、総合的に判断する場や議論する場が必要ではないかと付帯意見を付して答申した経緯があったと思います。その後、何かありませんか。

林業振興課
計画班長

太陽光発電に関する開発につきましては、今年の6月に条例ができて、造成に関する分野、環境に関する分野、景観に関する分野と分野別に精査をして許可を出すか否かを判断する形となっております。林地開発に関する分野につきましては造成に関する分野に入っていて、それぞれの分野をまとめた条例となっております。ご心配になられています景観についま

林業振興課
計画班長

しては太陽光条例の方で規制が掛かりますので、ご安心いただければと思います。

委員

計画書の13ページですけど、天然更新の完了確認方法というところで、「森林法第10条の8及び第15条に基づく届出を受理した者は、」とあって、森林法を読んできるところまでできなかったの、これはどのようなことですか。

それからこの頃皆伐されている山も結構増えていますが、その跡を見ていると、植えられるわけでもなく、そのままという所が結構目に付いて、そこが届出をされているのかということ、本当は伐ったら植えなければいけない、こうした手続きをしておけば植えなくても良いということなのか。

13ページの上の方に天然更新を促進するためにすべきことが書いてありますが、そういう事に関して、植えたり、伐ったりする事以外の手入れの費用が新しい法律では出るのだろうか気になりました。山を案内していると、その辺をお客様に突かれることがあるので、できたら知っておきたいと思います。

林業振興課
計画班長

森林法第10条の8につきましては、伐採届の規定でございまして、伐採をする時には市町村に伐採届を提出することになっています。それから第15条につきましては、森林経営計画を立てて伐採する時は届出が事後になるということとございまして。

それから天然更新ですが、和歌山県天然更新完了基準書というものを平成25年に作成しています。いつまでに天然更新ができれば良いかということですが、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年以内、5年が経過するまでに天然更新しているかを確認することになっています。また、天然更新していない場合は、それから2年以内に植栽をしていただくこととなります。

それから伐採後の手入れに係る費用につきましては、個人負担を軽減できる補助事業があります。森林経営管理法につきましては、森林経営ができない方が市町村にお願いする場合ですので、森林経営ができていない場合は補助事業ということになります。

委員

経営しているか、していないか、というところが分かれ目ですね。

林業振興課
計画班長

森林経営管理法ではそうなります。

委員

天然更新についてお伺いしますが、実行量では751haが天然更新になっていると思います。これが全部高木性の樹種がha当たり3千本以上にならないと更新したとは言えないとありますが、実際に13ページのところで植栽によらなければ的確な更新が困難な森林というのは、恐らく5年後にチェックして植えなさいという話になると思います。その751haの内どれくらいの割合がチェックして植栽になったとかデータとしてあれば教えていただきたいと思います。

林業振興課
主任

今のところですが、これは市町村森林整備計画で定められることになっています。どの市町村においても植栽によらなければ的確な更新が困難な森林はないということになっています。ただ、一部基岩が出ていたりとか部分的なものではありますが、面的に指定をしているところはありません。

委員

恐らくチェック体制がしっかりしていない可能性があるのではないかと思います。全国的に先程ご指摘があったように天然更新という届出が出ているにも関わらず、シカ害で全滅していて裸になっている山が増加している部分もあると思います。ここ数年でかなり拡大しているようですので、そういうことが和歌山県内で無いように、計画の中でというよりも運用の中で気を付けていただきたいと思います。

委員

先程から皆伐の話とか、天然更新の話とか、植栽樹種の話とかをお聞きしている中で、皆伐をするに当たって再造林されないということで、例えば再造林するための費用が捻出できないとか、そういったことが多々あると思います。先程低コストの植栽をするためにコンテナ苗のお話も出ていますが、実際再造林の費用がそれでも捻出できないからどうしようかと全国で議論されていると思います。11ページに標準的な樹種が記載されていますが、この標準的な樹種が造林補助事業の対象樹種

委員

なっていると思っています。全国では再造林の費用を捻出するため、皆伐までの期間が長いことを考えた時に早生樹の植林を推進している地域もあつたりします。今後、造林補助事業の対象樹種の変更や再造林に係る費用の補助拡大について県ではお考えはありますか。

林業振興課
計画班長

早生樹については、コウヨウザンなどの樹種について全国で研究がされているところがございます。これらの研究成果から和歌山県でも取り組めるかどうかを検討することになると思います。

それから造林補助事業の対象樹種につきましては、他の樹種も含めて県の方で検討したいと思っています。

林業振興課長

早生樹の関係で全国的に言われているのはセンダンとコウヨウザンということで、センダンは九州や各地でされているということで、先日、日本林業協会が林野庁の事業を受けてコウヨウザンの生育調査をしたい、関西でもしたいということで、「和歌山県でどうですか。」とオファーがありまして、上富田町の生馬で試験地を数か所選定して、今年から苗を植えてどういう成長をするのか、どちらかと言うとコウヨウザンは南方系の樹種と聞いていますから和歌山ではどのような育ち方をするのか調査をしていただけることになりますので、全国の調査結果、また県内の調査結果を見て、計画書はあくまでも標準的な樹種でありますから試験結果を参考にしていければと思っています。

委員

造林補助ですけど、再造林するための費用の補助については、天然更新が結構されている理由の一つがそれだと思っているので、補助金の嵩上げを事業者としてお願いしたいと思っています。

委員

計画書の12ページから13ページの天然更新のことが述べられていまして、13ページにある対象樹種というのが、和歌山の森林の中で中間温帯林と言われるモミやツガを主とする森があつて、それが和歌山の周辺を代表する森だと思います。対象樹種の中にモミとかツガが出てこないのは何か理由はありますか。

林業振興課
計画班長

主な対象樹種ということにしています。モミやツガにつきましは標高の高いところの樹種だと思われるので、それがだめということではなく、入れていないだけでございます。

委員

天然更新としてこういうものが増えてくると和歌山の森の様子も随分変わってくると思います。

委員

今年の台風で非常に被害を受けたのはスギ、ヒノキでした。それは何かと言うと根が浅い、従って崩壊がすごくあったわけです。そんな中で、まだこれからもスギ、ヒノキを植えていくのかと感じています。その辺どうでしょうか。今、企業の森とか色々されている中では、やはり自然木、雑木、これを山に植えることによって山を保全できると言われていています。そうした観点からすると、今までに植えられたスギ、ヒノキは仕方ないですけど、その辺どうでしょうか。山を守るという観点から。

林業振興課
計画班長

防災の観点からすれば 委員が言われるとおりだと思います。山の崩壊には表層土の崩壊というものがありますが、基本的にはそうならないように根が網の目になるような樹種を植えるのがベストだと言われていています。直根性のある樹種であったり、横に根が張るような樹種、色々な樹種がありますが、それを組み合わせて多種多様な樹種を入れて森林を造成するのが防災に強い山だと思います。

ただ、林業経営をするためには、スギ、ヒノキが当然必要になってこようと思いますし、土地所有者のご意向によることも大きいと思います。皆伐した後で保全する山にしたいということであれば、先程申しました色々な樹種による植栽も良いですし、天然更新も良いですし、そうすれば防災には強いと思います。

委員

林業をやっている会社とか木材会社としては、今後、20年、50年、100年、木材産業に対して用材を供給できるのかということを考えますと、ここ10年とか15年は、ほとんど1年に数万haしか植わっていないと、今、50年生のものが舞台から消えていくと、50年後には日本の木材産業に対して用材を供給できなくなる恐れが多分にあると思っていて、森林・林業基本計画で自給率50%、4千万m³を供給するという

委員

計画、これ実現するかどうか分かりません。逆に私の考えでは、世界の木材需要がこれから倍とか3倍になると言われている中で、外材が入ってこなくなる可能性もあります。ですから50%では値段が上がって、70%とか80%にしないと、日本の木材産業は成り立っていかない、木材産業が成り立っていかなければ良いですけど、それでは色々問題もあると思うので、そのためには、やっぱり最低限のスギ、ヒノキ、最低限というのは、私の計算では今の5倍とか8倍ぐらいは植えないと、50年後に工場とか製材所が成り立っていかなくなる、国産材では、スギ、ヒノキが良いかどうかは分からなくて、もしかすればコウヨウザンがこれから、コウヨウザンというのは先程おっしゃいましたように中国では福州スギということで認知されていますので、木材産業としては十分使える木だということは分かっています、私はマルカ林業さんの山で50年前に植えたコウヨウザンを見せていただきましたけども、確かに節だらけで非常に大変なものでしたが、径級としてはものすごく大きくなっていますので、手入れさえしっかりすれば成長はできると思います。話は戻りますけど用材として何かを供給していく、それは林業業界だけでなく木材産業としても、和歌山県の場合は木材産業も大事な一つの産業だと思しますので、それを供給していくためには、ある程度用材を植林していくことが大事だと、そのためにも伐採も必要だと、いわゆる主伐が必要だという考えがあります。

委員

説明資料の42ページの林道開設ですけども、紀南地域森林計画書の65ページにもありますが、計画量に対して実行量が非常に少ないというか見方がよく分かりません。10年間で348kmで、前半で31km、実行が12km、この辺の数字がよく分かりませんが、実際、確実に道というのは先程低コストとかいう部分の一番のキーだと思しますが、この辺がどのような数字になっているのか確認させていただきたいです。

林業振興課
主任

この数字は、全国森林計画から紀南地域の10年間について数字が割り振られます。その中で前半5年間で実行可能の量を割り出しています。伐採材積でしたら4,926という数字が全国森林計画から割り振られますが、そのうち4割程度ができるだろうということで計画しているものです。それに対して実

林業振興課
主任

際にどうだったかというのが実行量になります。これについては他の計画の樹立をご審議いただいた時に委員から実行量を明示してほしいとのご意見がありましたので、そのようにしています。前半5年と実行量を見ていただくことで計画に対してどうだったかご判断いただくことになります。

委員

65ページの林道だけが実行が非常に低いので、出来る限り計画の分だけでも頑張っていただけだと思います。

議長

他にございませんか。

議長

【採決】

無いようでしたら、先程から色々ご意見がありましたが、本件につきまして、適当と認めることにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

それでは、異議なしということで「適当と認める」ことにします。

議長

【議事3】

続きまして、報告事項「(3) 林地開発行為の許可に関する
ことについて」に移ります。

森林保全部会の委員であります 委員から報告をお願いします。

委員

森林保全部会の委員を務めております でございます。

去る9月13日に、林地開発行為の変更許可案件について、森林保全部会で審議を行いました。

申請者は南海砂利株式会社で、場所は橋本市恋野です。

開発の目的は、土石の採掘のための造成で、変更許可に係る森林の開発面積は10.6392haです。

部会の委員7名中5名で慎重に審議しました。その結果、付帯意見を付して異議なしと決議し、9月18日付けで「当会として適当であると認める。」と和歌山県知事に答申をしました。

以上で報告を終わります。

議 長

委員、ご報告ありがとうございました。

議 長

本日の議事は以上です。

本日の審議結果は、森林法第68条第2項の規定により、和歌山県知事に答申します。

知事への答申に関しましては、私にご一任いただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議 長

その他、森林・林業行政に関する事で、ご意見、ご質問等はありませんか。

委員

前日も泉課長とお話をした中で、森林環境譲与税が来年度から市町村に入るということで、それと県税との分担をはっきりしていくという事で、来年度から譲与税が市町村に入りますけど、市町村の体制が整わないまま始まる部分もありますので、現行の基金の間伐等の事業について、来年も経過期間として引き続いてやってもらえるということですが、現場、現場で違いもあつたりします。補助金が切れた時にたちまち作業員さん達の生活に関わる場合もありますので、その辺の扱いを慎重に現場の様子を見ながらということを一委員としてお願いします。

議 長

他にございませんか。

無いようでしたら、会議はこれで終了したいと思います。

委員の皆様には、長時間にわたりご審議をいただきありがとうございました。また、会議の進行にご協力をいただきましたことをお礼申し上げます。

これで、議長の職を終了させていただきます。

司 会

会長、どうもありがとうございました。

本日の審議会の議事の内容につきましては、追って、事務局にて議事録に取りまとめ、冒頭、会長から議事録署名人としてご指名いただきました、委員と委員に署名・捺印をお願いしたいと存じますので、よろしくお願い致します。

司 会

【閉 会】

以上をもちまして、本日の森林審議会は終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

気を付けてお帰りください。